

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護変更決定処分及び保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年3月13日、同年4月18日、同月28日、同年5月15日、同月16日付けで行った各保護変更決定処分及び同年6月16日付けで行った保護廃止決定処分（以下、順に「本件処分1」ないし「本件処分6」といい、併せて「本件各処分」という。）の取消しをそれぞれ求めるものである。

本件各処分に係る通知書の文書番号は、次のとおりである（以下、順に「本件処分通知書1」ないし「本件処分通知書6」という。）

本件処分1：○○号（令和5年3月13日付）

本件処分2：○○号（同年4月18日付）

本件処分3：○○号（同年4月28日付）

本件処分4：○○号（同年5月15日付）

本件処分5：○○号（同年5月16日付）

本件処分6：○○号（同年6月16日付）

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件各処分の取消しを求めている。

生活扶助、住宅扶助（5月）の保護申請をするが無視され、本件処分通知書5を受領しているが、未だに生活扶助費、住宅扶助費が振り込まれず、生活費が不足している。福祉事務所の担当職員は令和5年5月1日に保護を打ち切っているとの言動を繰り返し、話を聞かない。一方的な言動を繰り返し、大声で個人情報をばらまくだけで全く話し合いにな

らなかった。〇〇警察署の生活安全課に相談し、警察が対応することで一時的に進展があったが、他の警察署の圧力により、再び態度が硬化した。処分庁から不当な扱い、人権侵害を被っており、現在裁判をしている。憲法25条の健康で文化的な人間らしい生活ができない。

ストーカー被害を警察に相談中、処分庁には支援措置申出書を〇〇区に申請している旨を伝えているが、担当職員は意味不明な言動をするようになり、通知も別人が作成した文書になっている。保護が反故になり生活が苦しく本当に笑えない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月 3日	諮問
令和7年 3月 10日	請求人から主張書面を收受
令和7年 6月 25日	審議（第101回第3部会）
令和7年 7月 23日	審議（第102回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護の基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について

具体的に決定されるものである。

(2) 保護の種類

法11条1項は、保護の種類として、「生活扶助」（1号）、「住宅扶助」（3号）を掲げているところ、法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われるとしている。

なお、法14条の「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』（全国社会福祉協議会、平成16年）253頁参照）。

(3) 保護の対象

ア 法19条1項1号の規定によれば、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

イ また、同項2号の規定によれば、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

(4) 保護の廃止

法26条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもってこれを被保護者に通知しなければならないものとされている。

(5) 家賃、間代、地代等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若

しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

(6) 住宅に係る共益費の扶助における位置付け

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問6-49「公営住宅の共益費及び保証金の取扱い」(答)によれば、「公営住宅の共益費は住宅扶助の対象とはならない。」とされている。

(7) 冬季加算

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イは、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たるとしている。また、同・(1)・イ・(ア)・第2類は、東京都内(VI区)の1級地(請求人の居住していた〇〇区が該当)における冬季加算は、11月から翌年3月までに限り月額2,630円(単身世帯)を計上することとしている。

(8) 保護費の過払等が生じた場合の処理

保護の実施機関の誤りにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3か月程度(発見月からその前々月分まで)とされている(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(以下「問答集」という。)問13-2・答2)。

(9) 申請による保護の変更

ア 法24条9項により、同条1項から7項までの規定は、法7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用されるところ、同条1項は、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書

面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならぬとしている。

(10) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものとしている。

(11) 通知等の位置付け

局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするもので、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものと認められる。また、運用事例集による上記取扱いは、局長通知における住宅扶助の取扱いの基準に記載のない部分について、都における保護の実務上の取扱いを示すものであって、合理性が認められるものである。

2 本件各処分についての検討

(1) これを本件についてみると、○○区における冬季加算の期間が3月までとされていることから、処分庁は、請求人に対し、本件処分1により、基準改定・年齢改定及び冬季加算の削除を行ったことが認められる。

次に、処分庁は、請求人が令和5年4月に都営住宅に転居することから、転居の翌月である同年5月1日付で、転居家賃又は間代の変更（都営住宅）を理由とする本件処分2を行い、同月分以降の保護費を生活扶助費77,240円、住宅扶助費17,000円の合計94,240円としたことが認められる。

また、処分庁は、請求人から同年3月27日になされた家具什器費の保護申請に対し、同年4月1日を変更年月日、家具什器費の計上・冷房器具費の計上を変更理由とし、追加支給額を86,280円とする本件処分3を行ったことが認められる。

保護費の額の算定は、保護の基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるのであるが、本件処分1ないし本件処分3においては、冬季加算、生活扶助費及び住宅扶助費等の保護費の算定は適正になされている。

(2) 住宅扶助として住居について金銭給付するものは家賃のみと解されており（1・(2)）、公営住宅の共益費は住宅扶助の対象とはならない（同）とされている。

処分庁は、請求人から転居に伴い提出された保護申請書に記載された転居先の都営住宅の4月分の日割家賃について8,710円を住宅扶助費として追給する本件処分4を行ったところ、当該住宅扶助費の家賃相当額に住宅扶助の対象とはならない共益費が含まれていたことから、共益費210円を過払分とすることにより、共益費を引いた正しい扶助費に変更する旨の保護変更決定（本件処分5）を行ったことが認められる。

そうすると、処分庁が、当該共益費210円を過払分として、扶助費を変更したことは、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものということができるから、本件処分4を是正した本件処分5に違法又は不当な点は認められない。

(3) 処分庁は、請求人について、事務所管内の住居からの転出事実を現認し、家賃相当額の保護申請があったことから、請求人が都営住宅に当選し、○○区のアパートから、所管区域外の○○市の都営住宅に転居したことを把握した。

そうすると、処分庁が、請求人について、居住地が○○区外に決まり、処分庁に生活保護の実施責任がなくなったものとして（上記1・(3)・ア）、請求人が○○区外に転居した翌月である令和5年5月1日で保護廃止を行った本件処分6に不合理な点はなく、本件処分6は、上記法令に則って適正になされたものということができるから、これに違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分において現在の保護費の金額では生活費が不足しており、生活が苦しい旨主張する。

しかし、請求人に支給されるべき保護費の額の算定は、法令等の定めに則って適正に行われたものであることは、上記2で述べたとおりである。

また、請求人は、処分庁が保護廃止を行った本件処分6は違法及び不当である旨主張する。

しかし、請求人は、処分庁の所管区域内のアパートを引き払ったことが担当職員により確認されており、処分庁が請求人の保護を廃止し

たこと（本件処分6）に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人より、令和7年3月6日付けで、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、これまでの判断を覆すに足りるものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子